



ユネスコ「世界の記憶」プログラム・アンケート結果報告

——日本国内の図書館における資料保存活動——

資料保存対策室



はじめに

二〇世紀も終わりに近づきつつある今、「世界遺産」が熱い注目を浴び、同時にこれらの貴重な遺産を守っていくという機運が世界的に高まってきている。

ユネスコは、一九七二年パリで開催された第一七回総会において「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」を採択した。これが「世界遺産条約」と呼ばれているものである。この条約の目的は、「世界の普遍的な価値を持つ遺産を保護するために、その重要性を世界に呼びかけるとともに、国際協力を推進すること」であり、一九九七年三月現在で、一四七か国がこの条約を締結している。日本がこの条約を締結したのは一九九二年で、日本国内では、すでに姫路城、法隆寺地域の仏教建造物、古都京都の文化財、白川郷・五箇山の合掌造り集落が「文化遺産」リストに、白神山地と屋久島が「自然遺産」リストに登録されている。さらに最近では、広島原爆ドーム、厳島神社

が「文化遺産」リストに付け加えられた。

「世界遺産」とは世界のかけがえない記憶である。それは人類の記憶でもあり、自然の記憶でもある。私たちはこれらの危機に瀕している世界の文化遺産と自然遺産を守り、後世に残していかなければいけない義務と責任がある。またこれらのかけがえない遺産を保存するために、最大の努力と協力を進めていかなければならない。

この文化遺産の保存に、図書館も重要な役割を担っている。それは、「世界遺産条約」の第一条で、「文化遺産」は記念工作物、建造物群、遺跡に分けて定義付けられており、記念工作物は、「建築物、記念の意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び建造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」と定義付けられていることにある。これらの中で、図書館、文書館等が所蔵している「文書遺産」は「考古学的な性質の物件」として位置付けられよう。

ユネスコでは、これらの文書遺産を後世に残していくために、「世界の記憶」プログラムに着手した。ここでは、プログラムの活動の一端を紹介したい。

一 「世界遺産」と「世界の記憶」プログラム

ユネスコは、日本が「世界遺産条約」を締結した一九九二年、これらの世界遺産保護活動の一つとして「世界の記憶」プログラムに着手した。このプログラムの目的は、世界の図書館、文書館などが所有している貴重な資料、危機に瀕している「文書遺産」を世界的規模で保存すること、これらの資料の目録をマイクロフィルム・光ディスク等にメディア変換し、その販売益を文化遺産の保存や修復事業に還元すると同時に、これらの資料の利用を共有化し、拡大することによって多くの人々にアクセス可能な状況を作り出すことである。

プログラムの第一段階として三種類のリストの目録のデータベース化を図り維持・更新することが計画された。その三種類のリストとは、修復不可能な状態にある図書館資料や文書（リストⅠ）、「文書遺産」を守るための現行の保存活動（リストⅡ）、危機に瀕している図書館資料や文書の世界リスト（リストⅢ）である。

ユネスコは、まず国際図書館連盟（IFLA）と国際文書館評議会（ICA）と協議し、それぞれが図書館と文書

館を対象としてリストⅠとリストⅡを準備することを取り決めた。これらのリストの作成に必要な情報を収集するために、IFLAおよびICAと共同で世界規模のアンケート調査を実施することになった。これを受けて当館は、IFLAの資料保存コア・プログラム（PAC）のアジア地域センターとしての役割を担い、このアンケート調査に協力した。

IFLAでは、ハーグ王立図書館で文献による情報を基礎とした研究を行うとともに、IFLA・PACオセアニア地域センター長、ジャン・ライヤル氏（オーストラリア国立図書館保存部長）が作成した調査票を各PAC地域センターを通して配布した。この調査は図書館で所有している貴重な「文書遺産」資料の保存活動に関するものである。

ICAでは、リストⅠ・Ⅱを作成するため、オランダのドルトレヒト市文書専門官ジョアン・パン・アルバダ氏が作成した調査票を各国の国立図書館に配布した。これは一九〇〇年から一九九四年までの九五年間に被ったさまざまな原因による記録資料の被害状況とその保存措置についての調査である。ICAでは図書館、博物館を中心に調査を実施し、日本国内においては、全国的な図書館専門家団体である全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の機関会員が調査対象になった。調査の実施時期は、IFLAより一年先行して行われ、一九九五年一月に調査票を発送し、九一

機関から回答が寄せられた。災害による資料被害および対策について「該当なし」の回答は六二通、何らかのコメントのある回答は二九通であった。この調査では、「一〇〇％破壊された資料が書架延長にして何m分あったか」というような数値記入が主で、それ以外は自由記入であった。調査結果の概要は、小川千代子「二十世紀日本における文書遺産の被害―ユネスコ/ICCA『世界の記憶』プロジェクトの国内調査―」(『図書館・文書館の防災対策』雄松堂出版刊 一九九六年 第四章所収)を参照されたい。

二 国内の図書館における調査

当館は一九九〇年にIFLA・PACCのアジア地域センターとなっている。IFLA・PACCオセアニア地域センター長から、リストIIを作成するための調査票がそれぞれのPACC地域センターに送付された。当館ではこの依頼を受けて、アジア地域センター所管一四か国の国立図書館一五館に、アンケート調査の回答への協力とその国の国内調査のとりまとめを依頼した。その結果、直接オセアニア地域センターに回答を寄せたところもあったが、当館へは二か国(七館)から回答があり、オセアニア地域センターへ送付した。また、日本国内においては、図書館等三〇〇機関(日本国内の図書館の中から、貴重と思われる資料、主として古書、古文書およびそれらのコレクション等を所有

している図書館等を『国書総目録(補訂版一九八九年刊)』と『古典籍総合目録(一九九〇年刊)』から抽出)へアンケート調査の回答を依頼した。

一九九五年八月上旬にアンケート用紙を発送し、九月末日までに回答を返送していただいた。その際、ICCAの調査とは送付先が極力重複しないように留意した。回答をいただいたのは、都道府県立・指定都市立図書館五三館、区市町村立図書館五九館、大学・短期大学図書館六九館、その他(調査研究図書館、官公庁図書館、宗教団体図書館、企業図書館、博物館図書館等。なお、当館の回答もこの項に含めた。)一八館、計一九九館であり、回答率は六六％であった。

なお、以下の集計結果の分析とまとめは、小駒芳恵、堀越敬祐が行った。

(1) アンケート事項と調査結果概要

調査項目は以下のAからFまでのカテゴリーに分かれている。

- A. 調査対象館の全体的状況…図書館名、図書館の種類、職員構成等
- B. 所蔵資料についての全般的状況…全蔵書の規模(図書および関連資料と非図書資料ごとに)
- C. 国としての貴重な資料…国の文化財として記録し、維持する必要のあるコレクション等についての政策および

び所蔵状況、最も貴重なコレクションの名称とそれに対する措置

D. 保存措置と政策…国内的に貴重な資料の保存活動、修復措置(製本、保存箱、メディア変換、施設、予防措置、物理的保管条件等)

E. 保存研修と職員…修復家・保存技術者等スタッフの有無、保存修復・保存技術のための研修コース、保存意識向上のための研修コースの有無

F. 国際協力…「世界の記憶」プログラムへの認識、参加の可能性

(2) 所蔵資料、貴重な資料の概要(設問B、Cから)

図1・図2は、対象館の所蔵資料について、図書資料に関しては書架の長さで、非図書資料に関しては点数で調査したものである。図3・図4はそのアンケート結果をもとに全書架の長さ、全所蔵点数を推計したものである。

形態別に所蔵資料の全般的状況を見ると、図書と逐次刊行物の所蔵が最も多く、

図1 書架の長さ(図書資料)

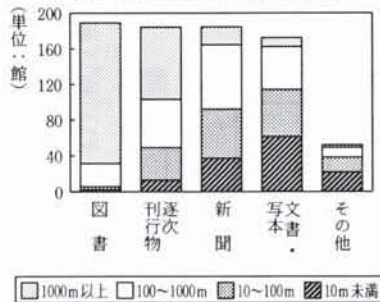


図2 所蔵資料点数(非図書資料)

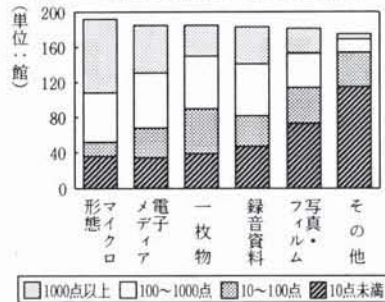


図3 全回答館の書架の長さ(図書資料)

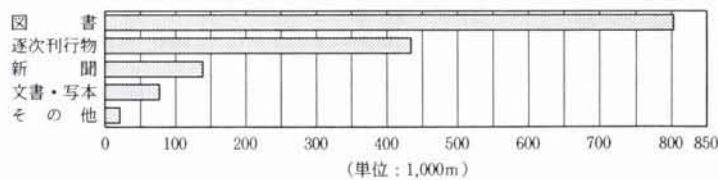
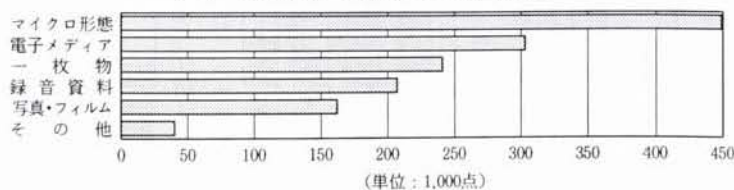


図4 全回答館の所蔵点数(非図書館)



新聞が次に続く。貴重な資料というところ
 想しがちな文書・写本類はそれほど多く
 所蔵していない(図1・3)。
 また、非図書資料の所蔵を種類別に
 みると、マイクロフィルムやマイク
 ロフィッシュ等のマイクロ形態資料を所蔵
 している館が最も多く、次に、電子メデ
 イア資料、一枚物(地図、ポスター、図
 画等)、録音資料と続く。写真画、版画、
 映画フィルム等はあまり多く所蔵してい
 ない(図2・4)。
 貴重な資料の所蔵状況に関しては、貴
 重な資料全体の中で、各種形態ごとに占
 める割合を二五%刻みの五段階の選択肢
 で聞いている。文書・写本類だけで貴重
 な資料が構成されている館が一番多く一
 九館、図書一〇〇%が一四館、逐次刊行
 物、新聞、電子メディア資料、録音資料
 を一〇〇%とする館は無かった。電子メ
 デイア資料、録音資料、写真画等の貴重
 な資料は非常に少なく、貴重な資料のは
 とんどが図書、文書・写本類であると考
 えられる(図5)。

図5 貴重な資料の各形態別所蔵状況

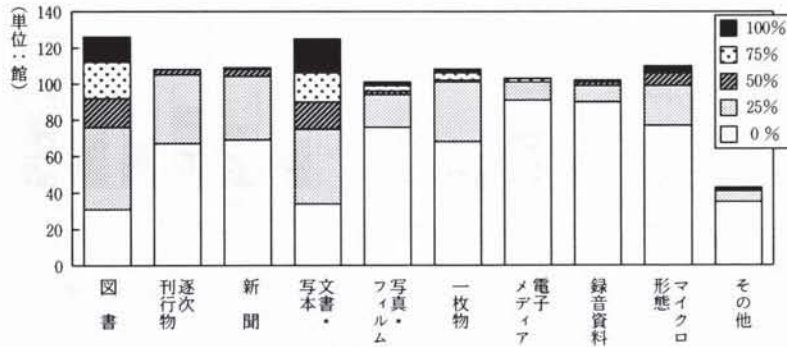


図6 劣化資料のマイクロ化

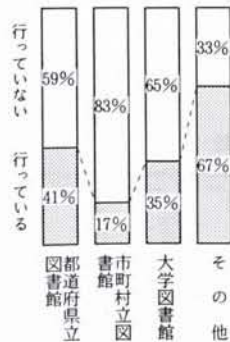


図7 新聞のマイクロ化

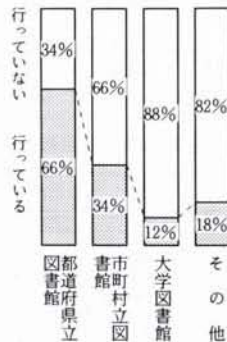


図8 貴重な資料の電子化



(3) 保存活動状況(設問D、E、Fから)

①保存措置と政策

国内的に貴重な資料の保存活動、修復措置についての説問では、各種の保存措置の有無を聞いている。

〈各種資料の保存措置〉雑誌・新聞の合冊製本、製本修復は、行っている館が行っていない館より若干多い。雑誌・新聞の保存箱使用は、行っている館が極端に少なく七%位で、破損本の修復を行っているのは全体の五%である。

〈メディア変換措置〉劣化資料・新聞のマイクロ化は、行っている館の方が少なく、行っていない館の約半数である。館種別に見ると、劣化資料のマイクロ化は、その他の図書館が行っている方が多く、市町村立図書館はあまり行っていない(図6)。新聞のマイクロ化は都道府県立図書館(政令指定都市立図書館を含む)が行っている方が多く、大学図書館があまり行っていないのが目に付く(図7)。貴重な資料の電子化は、行っていない館の方がかなり多い(図8)。

メディア変換は、資料保存において必要不可欠の措置であるが、予算上の問題や、長期的な計画が必要となることもあり、どの館もなかなか進んでいないことが窺える。各館が協力し分担してマイクロ化を進めていくことも含め、メディア変換の推進は今後の重要な課題であろう。

〈保存のための施設および設備〉保存修復技術室、ラミネート設備(注1)、すきはめ機(注2)、ペーパーレスプリンティング機器(注3)、製本工場、大量脱酸処理施設、薫蒸施設、マイクロ化施設の有無を聞いている。こうした施設・設備をほとんどの館が備えておらず、保存修復技術室を一七館、製本工場を一五館、薫蒸施設を三〇館、マイクロ化施設を二八館が持っている。回答しただけで、その他の施設・設備については、有と回答した館は一桁台である。

大量脱酸施設については、有と回答した館は無く、外部に製本工場、薫蒸施設を持っている館がそれぞれ一〇館と八館であった。予算が十分でなく、保存施設、設備の維持・管理も大変であることがその理由のように思われる。

〈保存修復措置〉少量脱酸処理、大量脱酸処理、ペーパーズプリッティング、すきはめ、ラミネーション、保存(紙)による措置方法の有無を聞いているが、ほとんどが無と回答しており、保存(紙)による措置方法で二七館が有と回答している他は一桁台である。

〈保存予防措置〉床清掃は全体の七二%の館が行っており、書架清掃・収蔵資料の状況調査は五〇%強、害虫点検は五〇%弱が行っている。災害に対する整備・対応計画を行っている館は三三%、環境モニタリングは二四%と若干下回る。予防措置として、床清掃はよく行われ、書架清掃・蔵



▲ すきばめ機



▲ ペーパーズプリッティング

注1 ラミネート（ラミネーション）…平面的な資料の画像面に特殊で透明な保護フィルムを付着させる方法。通常その行程に、片面に透明で付着性の皮覆物を有するある種のアセテート、ビニール等のフィルムを必要とする。

注2 すきばめ（リーフキャストイング）…虫損のある本紙に、水に浮遊させた紙の繊維を流して真空ポンプあるいは水圧差によって下方へ引き、欠損部にのみ紙の繊維を充填させる方法（写真上）。

注3 ペーパーズプリッティング…紙の中の湿度を利用して本紙を二層に剥ぎ、中間に薄い和紙を挟んで元に戻す方法（写真下）。

書点検等身近なことは比較的行われているが、災害対策、保存環境整備等大きな枠組みの中での取り組みは後回しになっているのが現状である。

貴重な資料の物理的保管条件（書庫条件）に関しては、一〇〇%清掃済みと回答した館が八六館、安全な書庫区域であると回答した館が八二館あった。これは全体の約四〇%に当たる。開館中作動する空調設備のある書庫区域に貴重書の全てが置かれている館は七四館で、逆に全く置かれていない館も五八館あった。二四時間中作動する空調設備のある書庫区域に全て置いてある館は三三館と少なく、全然置いていないと回答した館は一〇七館にもなる。この結果から、貴重書を二四時間空調設備が作動している環境に保管している館は少ないことがわかる。

〈保存全般にかかわる保存政策・計画・措置〉成文化された保存政策が無いと回答した館が一六七館、成文化された保存計画が無いと回答した館は一六五館、成文化された防災策については一二四館が無いと回答した。資料の状態についての調査を行っているかという設問では、一一四館が行っていないと回答している。逆に成文化された防災対策がある館は四七館、貴重な資料を所蔵するにあたって建造物の適合性がある館は五八館、資料の状態についての調

表1 修復スタッフ・保存技術スタッフの雇用状況

修復スタッフの雇用	(内訳)	計(単位:人)
修士課程またはそれ以上	1人×4館 4人×1館	8
学士課程または同レベル	1人×2館 5人×1館 19人×1館	26
大学卒業資格または同レベル	6人×1館	6
その他	1人×3館 2人×1館 3人×1館 8人×1館	16
保存技術スタッフの雇用	(内訳)	計(単位:人)
資格免許状	1人×1館	1
館内研修	1人×2館 2人×2館 8人×1館	14
他館にての研修	1人×1館 3人×1館	4
その他	1人×3館 3人×2館 4人×1館 6人×1館	19

表2 行われている研修

保存技術者研修コース	有と答えた館
資格免許状	0館
館内研修	1館
他館にての研修	9館
その他	2館
保存修復研修コース	有と答えた館
修士課程またはそれ以上	0館
学士課程または同レベル	2館
大学卒業資格または同レベル	2館
その他	1館
保存意識向上のための研修	有と答えた館
一般職員に対する研修	22館
利用者に対する研修	4館

表3 「世界の記憶」プログラムへの関心

設問	はい	いいえ
プログラムを知っていたか	155館	22館
プログラムの情報がさらに必要か	59館	112館
プログラム参加の意志があるか	94館	56館
過去に同様のプログラムを考慮したことがあるか	156館	12館

査を行っている館は四九館あり、これらの図書館は資料保存に細心の注意を払っていることがうかがえる。これらのアンケート結果から、保存措置を総合的に判断すると、今後国が指導力を発揮して国内全体の保存計画を

策定し、それぞれの図書館がこの国の計画と整合性を持った保存協力を行いつつ、国全体の保存政策を機能的に、より活性化させていくことが必要であろう。

② 保存研修と職員

集計結果を表1・2にまとめた。これを見ると保存の専門家養成する研修を行っている図書館は少なく、他館にて受けた研修としてあげられたのは、国立公文書館、国立史料館の研修、図書館司書コース、県立図書館の研修等であった。保存意識向上のための研修では、当館が行っている研修会、文化庁主催の研修会、公文書館の研修会等があげられた。また、修復スタッフ、保存技術スタッフがいる図書館もほんのわずかで、図書館界において、保存技術者養成のための研修コースの充実が望まれる。

③ 国際協力

「世界の記憶」プログラムへの認識に関する設問で、回答は表3のとおりである。このプログラムに対する関心は高く、積極的にこれらの活動に参加していきたいという図書館は九四館ある。今後は、このプログラムに関する情報を提供するとともに、活動への参加の重要性を訴え、一館でも多くの図書館が参加して、世界の失われつつある「世界遺産」を守っていくことが肝要であろう。

おわりに

「文書遺産」保護活動の第一歩であるユネスコ「世界の記憶」プログラム第一回国際会議が、一九九六年六月ノルウェーで六五か国が参加して開催された。この会議では、過去から未来へ世界遺産を繋いでいくために「世界の記憶」プロジェクトへの理解と協力の要請があり、次の事項が確認されたことが、一九九六年八月北京で開催されたIFLA大会で報告された(本誌四二九号「第六二回国際図書館連盟大会・第二三回国立図書館長会議」出席して「参照」)。

①各国が「世界の記憶」委員会を設置し、国レベル、地域レベル、世界レベルで「記憶」を区別し目録化すること。
②「記憶」の保存とアクセスを保証すること。
③支援すべき三〇のプロジェクトを選出し、その中で七つのパイロットプロジェクト(ブラハ国立図書館のマニユスクリプトおよび歴史的なコレクションのデジタル化プログラム、ロシアと近隣諸国の歴史を描いたマニユスクリプト「ラズビル年代記」のデジタル化プロジェクト、ブルガリアのマニユスクリプトのデジタル化を計画している「セイントソフィア」プロジェクト等)が進行中であること。
④デジタル化の基準の作成と、喪失してしまった「記憶」のリストを作成したこと。
⑤各形態別に保存のガイドラインを準備中であること。
⑥保存プロジェクトの国際調査の結果を近々刊

行すること。

文化遺産・自然遺産・戦争遺産(負の遺産)等、後世に引き継いでいかなければならない遺産はいろいろある。「世界の記憶」プログラムのアンケート調査を集計してみていることは、それぞれの場面で、それぞれの分野に携わっている人々が、ユネスコの推進しているさまざまな活動に参加し、協力の和をひろげていくことで、地球のどこにいても、何らかの援助をさしのべることができるのではないかということである。

文化遺産を守るために、世界中の図書館・文書館・博物館・美術館の人々と情報発信、情報交換を行い、国際協力を行っていくことが、今何よりも求められているのである。

〈参考文献〉

1. 『国際連合、ユネスコ、世界遺産便覧』一九九六年度版 伊藤正春編著 国際教育センター編 一九九六
2. 『世界遺産条約ガイドブック』(白神山地シンポジウム 6) 白神山地を考える能代の会 一九九二
3. 『世界遺産条約資料集』一〇三 (財)日本自然保護協会 一九九一〜一九九四
4. 『情報公開の源流 一三〇年原則とICAR』 小川千代子著 岩田書院 一九九六